

(書式 1 - 2 - 2 - 4)

特定の金融資産を特定の相続人に相続させる場合

遺言書

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

第1条 遺言者は、次の財産を妻〇〇〇〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。

- 1 〇〇銀行〇〇支店に対する預金債権のすべて
- 2 〇〇郵便局に対する貯金債権のすべて
- 3 前記1及び2以外のその他の預貯金債権のすべて

第2条 遺言者は、次の財産を長男〇〇〇〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。

- 1 〇〇株式会社の株式のすべて
- 2 前記1以外の株式、社債、国債及びその他の有価証券のすべて

第3条 遺言者は、第1条及び第2条記載の財産以外のその他の財産のすべてを妻〇〇〇〇に相続させる。

第4条 遺言者は、この遺言の執行者として妻〇〇〇〇を指定する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

遺言者            〇   〇   〇   〇            印

## 解説

金融資産は、金融機関、預貯金の種類、口座番号、金額や会社名、株式数等を具体的に特定して記載するのが本則である。その場合、遺言後の変動に対応できるように注意を要し、第1条3、第2条2のように包括的に記載することもできる。



\* 遺言書の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/will/> をご覧下さい。

弁護士法人朝日中央綜合法律事務所